

議案第112号

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(幕別町部設置条例の一部改正)

第1条 幕別町部設置条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号オ及びカを削る。

(幕別町職員定数条例の一部改正)

第2条 幕別町職員定数条例(昭和46年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「220人」を「209人」に改め、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 11人

(幕別町特別会計条例の一部改正)

第3条 幕別町特別会計条例(昭和50年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号から第8号までを削る。

(幕別町農業集落排水事業償還基金条例の一部改正)

第4条 幕別町農業集落排水事業償還基金条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出」を「下水道事業会計」に改める。

第5条中「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)」に、「歳計現金」を「農業集落排水事業の業務に係る現金」に改め、「し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用」を削る。

第6条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出」を「下水道事業会計」に改める。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

(幕別町使用料等審議会条例の一部改正)

第5条 幕別町使用料等審議会条例(昭和50年条例第29号)の一部を次のように改

正する。

第6条中「規則で」を「町長が」に改める。

(幕別町手数料条例の一部改正)

第6条 幕別町手数料条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「規則で」を「町長が」に改める。

別表備考中「規則」を「規則等」に改める。

(幕別町公共下水道条例の一部改正)

第7条 幕別町公共下水道条例(昭和58年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が」に改める。

第3条第2号から第4号までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

第5条中「規則」を「管理者」に、「町長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第12条の2第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第13条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第14条第1項、第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第17条、第18条並びに第20条から第22条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

第25条第3号及び第5号、第26条第1号、第27条第2号並びに第29条第5号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第33条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(幕別町公共下水道受益者負担金条例の一部改正)

第8条 幕別町公共下水道受益者負担金条例(昭和58年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第3条、第5条、第6条第1項及び第3項、第8条、第9条第2項並びに第10条から第12条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

（幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正）

第9条 幕別町水洗便所改造等資金貸付条例（昭和58年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条中「幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例」を「幕別町個別排水処理施設管理条例」に改める。

第5条から第8条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

第9条中「町長」を「管理者」に、同条第5号中「規則」を「規程」に改める。

第10条中「町長」を「管理者」に改める。

第11条第2項中「町長」を「管理者」に、「幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例第3条」を「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第3号）第2条第6項」に、「同条例第4条に」を「幕別町個別排水処理施設管理条例第4条に」に改める。

第12条から第14条まで、第16条及び第18条中「町長」を「管理者」に改める。

（幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町個別排水処理施設管理条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「前条の」を「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第3号）第2条第6項に規定する」に改める。

第5条第1項中「規則」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管

理者」という。)に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則」を「管理者」に、「町長」を「管理者」に改める。

第8条、第9条第1項、第11条及び第14条中「町長」を「管理者」に改める。

(幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正)

第11条 幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例(平成7年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「この場合において」を「この場合において、」に、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」をいう。)」に改める。

第4条から第6条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

(幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部改正)

第12条 幕別町農業集落排水処理施設管理条例(平成17年条例第106号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が」に改める。

第3条第1項、第4条第4項並びに第5条第2号及び第3号中「町長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則」を「管理者」に、「町長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項及び第4項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改める。

第14条第1項、第15条第1項、第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第18条、第19条並びに第21条から第23条までの規定中「町長」を「管理者」に改める。

第28条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第13条 幕別町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、公営企業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の2条を加える。

(設置)

第1条の2 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業を設置する。

2 都市の健全な発達及び町民の公衆衛生の向上を図り、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業をいう。以下同じ。)を設置する。

(法の全部適用)

第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「、簡易水道事業及び下水道事業(以下「下水道事業」という。)」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 計画給水区域は、幕別市街、札内市街、字豊岡、字相川、字千住、字日新、字依田、字途別及び字軍岡の全域並びに字明野、字猿別及び字古舞の一部とする。

(2) 計画給水人口は、26,600人とする。

(3) 計画1日最大給水量は、10,300立方メートルとする。

3 簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 簡易水道の名称は、次のとおりとする。

ア 駒島簡易水道

イ 大豊簡易水道

ウ 新和簡易水道

エ 幕別簡易水道

オ 忠類簡易水道

- (2) 簡易水道の計画給水区域、計画給水人口及び計画給水量は、次のとおりとする。

ア 駒島簡易水道 計画給水区域 字駒島、字中里及び字弘和の全域並びに字五位及び字美川の一部

計画給水人口 305人 計画1日最大給水量 307立方メートル

イ 大豊簡易水道 計画給水区域 字大豊の全域及び字明野の一部並びに豊頃町の一部

計画給水人口 215人 計画1日最大給水量 158立方メートル

ウ 新和簡易水道 計画給水区域 字新和の全域並びに字南勢及び字猿別の一部

計画給水人口 210人 計画1日最大給水量 411立方メートル

エ 幕別簡易水道 計画給水区域 字明倫、字古舞及び字糠内の全域並びに字五位、字南勢及び字美川の一部

計画給水人口 653人 計画1日最大給水量 850立方メートル

オ 忠類簡易水道 計画給水区域 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類朝日、忠類公親、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当及び忠類古里の全域並びに忠類協徳、忠類共栄、忠類西当及び忠類元忠類の一部

計画給水人口 1,631人 計画1日最大給水量 2,023立方メートル

- 4 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 名称及び区域は、次のとおりとする。

ア 名称 幕別町公共下水道

イ 計画処理区域 幕別町本町、幸町、錦町、宝町、札内西町、札内新北町、札内暁町、札内若草町、札内中央町、札内青葉町、札内文京町及び札内あかしや町の全部並びに幕別町新町、旭町、南町、緑町、寿町、字明野、札内桜町、札内北町、札内北栄町、札内共栄町、札内豊町、札内桂町、札内泉町、札内春日町、札内みずほ町及び字千住の一部

- (2) 計画処理区域面積は、719.60ヘクタールとする。

- (3) 計画処理人口は、21,900人とする。

(4) 計画1日最大処理能力は、8,050立方メートルとする。

第2条に次の2項を加える。

5 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水処理施設の名称及び計画処理区域は、次のとおりとする。

ア 名称 幕別町農業集落排水処理施設

イ 計画処理区域 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類公親、忠類東宝及び忠類元忠類の一部

(2) 計画処理区域面積は、129ヘクタールとする。

(3) 計画処理人口は、1,600人とする。

(4) 計画1日最大処理能力は、528立方メートルとする。

6 個別排水処理事業の処理区域は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）第2条第7号に規定する処理区域及び幕別町農業集落排水処理施設管理条例（平成17年条例第106号）第2条第7号に規定する処理区域を除く区域とする。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「の管理者」を「、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、「建設部」の次に「及び忠類総合支所」を加える。

第4条中「同法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特別会計）

第4条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第8条第1項中「町長」を「管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成」を「町長に提出」に改め、同条第2項中「作成」を「提出」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「町長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成」を「提出」に、「町長」を「管理者」に改める。

(幕別町水道事業給水条例の一部改正)

第14条 幕別町水道事業給水条例(平成10年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「町長の」を「水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の」に、「町長に」を「管理者に」に改める。

第5条ただし書、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第3項、第9条第1項、第10条、第12条から第15条まで、第15条の2第1項、第16条、第17条第2項、第18条第1項及び第2項ただし書、第19条第1項、第22条、第23条、第25条第2項及び第3項、第26条第1項及び第4項、第27条から第30条まで、第31条第1項、第33条並びに第38条中「町長」を「管理者」に改める。

(幕別町簡易水道事業給水条例の一部改正)

第15条 幕別町簡易水道事業給水条例(平成10年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「町長の」を「水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の」に、「町長に」を「管理者に」に改める。

第5条ただし書、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第3項、第9条第1項、第10条、第12条から第15条まで、第15条の2第1項、第16条、第17条第2項、第18条第1項及び第2項ただし書、第19条第1項、第22条、第23条、第25条第2項及び第3項、第26条から第29条まで、第30条第1項、第32条並びに第37条中「町長」を「管理者」に改める。

(幕別町公共下水道設置条例等の廃止)

第16条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 幕別町公共下水道設置条例(昭和58年条例第31号)
- (2) 幕別町農業集落排水処理施設設置条例(平成17年条例第105号)
- (3) 幕別町簡易水道設置条例(昭和44年条例第23号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)



2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の幕別町公共下水道条例、幕別町公共下水道受益者負担金条例、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例、幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例、幕別町農業集落排水処理施設管理条例、幕別町水道事業給水条例及び幕別町簡易水道事業給水条例の規定により町長が行った処分その他の行為及び施行日前に町長に対して行われた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（特別会計に関する経過措置）

3 この条例の施行の際、次に掲げる会計に属する財産、債権及び債務は、当該各号に定める会計が継承する。

(1) 第3条の規定による改正前の幕別町特別会計条例（以下「改正前の幕別町特別会計条例」という。）第1条第4号に規定する幕別町簡易水道特別会計 幕別町水道事業会計

(2) 改正前の幕別町特別会計条例第1条第5号に規定する幕別町公共下水道特別会計、同条第6号に規定する幕別町個別排水処理特別会計及び同条第7号に規定する幕別町農業集落排水特別会計 幕別町下水道事業会計